

静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審 逆転勝利判決！

東京高等裁判所は本日、静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審で私たち（静岡県および J R 東海労）の主張を支持し、勝利判決を言い渡しました。静岡地方裁判所で不当判決が出された中、画期的な逆転大勝利です。

東京高等裁判所は、J R 東海で行われている苦情処理会議のあり方に注目し、組合側と会社側双方に、苦情処理会議の内容、歴史、背景、運用などについて調査を依頼しました。J R 東海労は、苦情処理会議制度が形骸化されている実態を暴露するために、各地本の協力を得ながら証拠書類を収集してきました。その結果、判決文に活かされました。

この逆転大勝利は、まさに全地本の闘いによって勝ち取ったものといえます。全地本・組合員のご協力に感謝申し上げます。



新幹線地本の仲間も駆け付けた報告集会で勝利を確認！